

○新たな計画の主な検討の視点について

【現状の取組と今後の課題】

<相談支援体制の整備>

- ・総合的な相談支援体制の充実（平成 29 年度モデル事業を実施予定）
- ・地域における要援護者の見守りネットワーク強化（平成 27～29 年度の実施状況を踏まえ検証予定）

<福祉人材の育成確保>

- ・地域福祉の担い手としての市民の養成・確保（市社協・区社協による地域福祉活動への支援、区地域福祉ビジョン等に基づく取組）
- ・福祉専門職の養成・確保（社会福祉施設職員等に対する研修、福祉教育）
- ・行政における専門性の確保（今後の検討課題）

<権利擁護の取組>

- ・虐待防止（各区保健福祉センター、福祉局、こども相談センター、地域包括支援センター等において実施）
- ・あんしんさぼーと（市社協で実施）・成年後見制度（市民後見人の養成・活動支援、市長審判請求を実施）
なお、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成 28 年度施行）に基づく取組が必要
- ・苦情解決のしくみ（大阪府社会福祉協議会の運営適正化委員会、おおさか介護サービス相談センターにおける苦情解決）

<生活困窮者への自立支援>

- ・新たなセーフティネットとしての役割
生活困窮者自立支援法（平成 27 年度施行）に基づく取組
- ・関係機関、他制度との連携

【留意点】

<区や地域の実情に応じた取組を支援するための市としての役割>

<各区に共通する福祉課題や法改正への対応>

<支え合いのための地域づくり>

- ・社会福祉協議会による地域福祉活動の支援
- ・介護保険における住民主体の地域づくり
- ・生活困窮者支援を通じた地域づくり
- ・子どもの居場所づくり